

橿原市公私連携幼保連携型認定こども園（真菅北・耳成西校区） 整備・運営に係る諸条件

真菅北・耳成西公私連携幼保連携型認定こども園（以下、「認定こども園」という。）の整備・運営条件は以下のとおりとする。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下、「認定こども園法」という。）第 34 条第 1 項の規定により本市から指定を受けた公私連携法人（以下、「指定法人」という。）は、関係法令等を遵守し、適正な運営を図るとともに、橿原市（以下、「本市」という。）ほか、関係機関の指示・指導内容に加え、次の条件を遵守しなければならない。

1. 指定法人が実施する業務

- （1）認定こども園の整備・管理・運営
- （2）認定こども園法第 9 条に規定する教育及び保育業務
- （3）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 9 に規定する子育て支援事業
- （4）「延長保育事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号通知）に規定する延長保育事業
- （5）児童福祉法第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業（開所時間中の幼稚園型）
- （6）その他、本市又は指定法人が提案し、協議のうえ本市が認めた事業

2. 整備・運営等の基本条件

- （1）認定こども園の整備・運営を行う事業者は、学校法人又は社会福祉法人とし、認定こども園法第 34 条第 2 項の規定により、本市と協定を締結し、同条第 1 項の規定による公私連携法人の指定を受けること。
- （2）協定締結後、認定こども園法第 34 条第 3 項の規定により本市を経由し奈良県知事に届出を行うこと。

（3）法令等の遵守

指定法人は、認定こども園法等の関連法令（以下、「法令等」という。）、奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年奈良県条例第 25 号）、橿原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定める条例（令和 3 年橿原市条例第 36 号）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）、奈良っ子はぐくみ基本方針（令和 4 年 3 月策定）、橿原市就学前の保育・教育指針（平成 30 年 4 月改定）、橿原市就学前人権保育・教育指針（平成 26 年 4 月策定）」及び本市と締結する協定を遵守し、奈良県及び本市の指導に従うこと。

（4）運営主体

指定法人自らが運営すること。

（5）施設の名称

施設の名称については、「公私連携」である旨を明示するとともに、公益性と中立性を考慮した名称にすること。

(6) 円滑な移行準備

指定法人は、支障なく開園するため、本市と十分な協議を行い、必要な人材の確保と運営資金等の必要な準備を整えなければならない。

(7) 三者協議会

協定締結後、認定こども園の整備・運営について協議するため、保護者代表、指定法人、本市の三者で構成する三者協議会を設置すること。

3. 新設する施設の概要

(1) 施設種別 公私連携幼保連携型認定こども園

認定こども園法第34条に規定する幼保連携型認定こども園の運営方法の一つであり、民設民営でありつつも、市町村と指定法人が協定を締結し、市町村の関与を明確にすることで、公私連携幼保連携型認定こども園において提供すべき保育・教育・子育て支援事業の内容について確実に担保するもの。

(2) 開園予定

令和9年4月1日

(3) 定員

次の定員を下限として、指定法人が提案し、本市と協議のうえ設定すること。

設定にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。

収容人数	3号認定	0歳児	2人以上	計 136人程度
		1歳児	4人以上	
		2歳児	6人以上	
	1, 2号認定	3歳児	40人以上	
		4歳児	42人以上	
		5歳児	42人以上	

※参考として直近3か年の在園児数（各年度の5月1日時点）

園名	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
真菅北幼稚園	24人	14人	16人	32人	31人	23人	34人	23人	29人
耳成西幼稚園	—	14人	13人	—	15人	19人	—	21人	19人

※参考として直近3か年の待機児童数（各年度の5月1日時点）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
令和3年度	26人	66人	48人	35人	8人	3人	186人
令和4年度	28人	65人	38人	25人	8人	0人	164人
令和5年度	28人	83人	28人	22人	3人	3人	167人

※潜在的待機児童を含めた数字です。

(4) 協定期間

当初の協定期間は、協定の締結日から令和29年3月31日までとする。協定期間満了後の更新については、別途協議することとする。

(5) 整備用地

認定こども園の整備用地の概要は次のとおり。

住所	奈良県橿原市大垣町 2 2 7 番地（現、真菅北幼稚園敷地）
用途地域	第一種低層住居専用地域（建蔽率 5 0 %／容積率 8 0 %）
区域区分	市街化区域
防火地域	防火地域・準防火地域外（建築基準法第 2 2 条指定区域内）
敷地面積	6, 7 5 0 m ² （境界確定測量を実施していないため、国土地理院地図等による測量面積）

(6) 開園時間等について

開園時間は、月曜日から土曜日（ただし、年末年始及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日は除く）までとし、基本開園時間は、11 時間（午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分）とすること。また、基本開園時間前は 15 分、基本開園時間後は 30 分を延長保育時間として最低限設けること。また、保育・教育の共通時間は、午前 9 時から午後 2 時 10 分までとすること。

4. 職員配置

(1) 園長

認可保育所又は認定こども園において 3 年以上園長または幹部職員としての経験を有するものを専任で 1 名置くこと。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第 12 条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有すること。

(2) 保育教諭

①園長を補佐する者として、専任の正規保育教諭を、主幹保育教諭として 2 名配置すること。なお、主幹保育教諭は、学級専任の保育教諭とは別に配置すること。

②各学級に担任として専任の保育教諭を配置すること。保育教諭の職員数は、アからカまでの区分ごとに計算した員数（区分ごとに小数点第 1 位を切り上げた数）及びキ並びにクの必要数の合計人数以上とすること。ただし、国や県の配置基準に改定があった場合には、その基準も満たすものとする。

園児の区分	配置基準
ア 満 5 歳以上の園児	30 人につき職員 1 人
イ 満 4 歳以上満 5 歳未満の園児	30 人につき職員 1 人
ウ 満 3 歳以上満 4 歳未満の園児	15 人につき職員 1 人
エ 満 2 歳以上満 3 歳未満の園児	6 人につき職員 1 人
オ 満 1 歳以上満 2 歳未満の園児	6 人につき職員 1 人
カ 満 1 歳未満の園児	3 人につき職員 1 人
キ 障がい児加配保育士	加配として必要な職員数
ク その他	延長保育等実施に必要な職員数

(3) 副園長または教頭を配置するよう努めること。

- (4) 事務職員を配置すること。
- (5) 特別支援に係る関係機関との連携や調整を図る、特別支援教育コーディネーターの役割を担う職員を配置すること。ただし兼任でも可能とする。
- (6) 保健師又は看護師を配置すること。ただし准看護師しか配置できない場合は、実際の現場対応について、本市と十分に協議すること。
- (7) 栄養士の配置に努め、園児の栄養の指導及び管理に努めること。
- (8) 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
- (9) 園医、園歯科医、園薬剤師を置くこと。ただし嘱託でも可能とする。
- (10) 園児の安定・継続した保育・教育の引継ぎ及び運営を行うため、耳成西幼稚園勤務の会計年度任用職員等が移管後も引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。
- (11) その他の人員（用務員や警備員等）を必要に応じて配置すること。

5. 施設整備に関すること

(1) 土地について

- ①整備用地は本市が所有し、指定法人と協議のうえ、認定こども園の整備・運営等に必要な面積を設定し、協定期間中、指定法人に貸与するものとする。
- ②貸与する用地の使用料は、令和19年3月31日までは無償とする。令和19年4月1日以降の使用料については、認定こども園の運営状況を鑑み、本市と指定法人との協議のうえ、本市において決定する。
- ③貸与する土地の測量については、本市が実施する。

(2) 園舎等の整備について

- ①既存建物（真菅北幼稚園）の解体については、本市が実施する。
- ②園舎、屋外施設、外構その他認定こども園の運営に必要な施設等整備及び施設等整備にあたっての事業認可、建築確認等必要な許認可や手続は、本市と協議のうえ指定法人が行うこと。
- ③子どもの遊びや生活におけるリスクに配慮し、見通しをよくし、死角のない施設整備を行うこと。また、送迎用の駐車場を十分に確保するとともに、駐車場内や敷地周辺の安全対策（送迎時には職員を配置する等）及び周辺の交通状況を十分に把握したうえで、渋滞緩和等にも十分な配慮を行うこと。
- ④近隣への日照・騒音・交通対策等の環境面に配慮するとともに、苦情等に対しては指定法人の責任において誠意を持って対応すること。また、必要に応じて工事等に関する説明会を開催し、地域住民からの理解を得ること。
- ⑤隣接する真菅北小学校の児童の通学における安全対策に配慮するとともに、工事車輛の出入り等をあらかじめ真菅北小学校等と十分協議のうえ、施設整備を行うこと。
- ⑥施設整備に係る施工業者選定については、入札を行うなど競争性を発揮し、公正な業者選定及び建設費の削減に努めること。

- ⑦施設整備の計画策定にあたっては、保育ニーズの変動に応じ、将来の定員拡大にも対応できるように努めること。

(3) 既存備品等について

耳成西幼稚園で使用している備品のうち、本市と指定法人が協議のうえ合意したものについては、開園時に無償譲渡する。

6. 保育・教育等の運営に関すること

(1) 保育・教育に関する全体的な計画について

- ①檀原市就学前の保育・教育統一カリキュラム（令和3年4月改定）に基づき、檀原市の公立幼稚園・公立こども園で実施してきた保育・教育内容を承継することを基本とし、保育・教育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ②耳成西幼稚園から継続して在園する園児については、在園途中に運営主体や職員が変わることによる影響が最小限となるよう、耳成西幼稚園の教育課程及び指導計画との継続性に十分な配慮を行うこと。
- ③多様な子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばげることができるよう、「学ぶ力」「生きる力」の土台である「自己肯定感・自尊感情」「他者への寛容なところ」「健やかな身体」を育む保育・教育を行うこと。また、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して身近な環境と関わることをできるよう努めること。
- ④保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、真菅北・耳成西幼稚園が実践してきた地域との関わりを承継し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

(2) 支援の必要な園児の受入れについて

- ①共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子ども達の多様性を尊重するインクルーシブ社会の構築のため、障がい児、医療的ケア児、その他特別な支援を要する園児を受け入れること。また、特別支援教育コーディネーターが中心となり関係機関と連携を図り、集団の中で生活することを通じて、全体的な発達を促していくことを基本とした保育・教育を実施すること。
- ②特別な支援を要する園児を受け入れる際には、保護者及び市担当部局と協議のうえ、「個別の教育支援計画や指導計画」を作成し、それに則した保育・教育を実施すること。
- ③特別な支援を要する園児数や障がいの程度に応じて、保育士を加配すること。
- ④開園前に耳成西幼稚園を利用していた特別な支援を要する園児については、移管後も引き続き円滑に利用できるよう対応すること。

(3) 入園の決定方法について

- ①認定こども園に入園する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第1号に該当するものは、指定法人が入園を決定する。ただし、校区内（真菅北小学校区及び耳成西小学校区）に居住する1号認定の入園希望者については、原則全員入園させること。

②認定こども園に入園する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第2号又は第3号に該当するものは、本市で利用調整を行う。

(4) 行事について

保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで制限するものではない。

(5) 関係機関との連携等

①市内の就学前施設・小学校と円滑な連携を図ること。特に、真菅北小学校・耳成西小学校と密に連携し、行事等の実施にも努めること。

②特別な支援を要する園児・保護者への対応については、特別支援教育コーディネーターが中心となり、市担当部局やその他関係機関との連携を図りながら支援を行うこと。

(6) 小規模保育事業との連携等について

児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所の連携施設としての役割を担うこと。

(7) その他の事項

①園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状况、発達の程度、支援の必要性等を理由に不当な取扱いをしないこと。ただし、施設の設備等やむを得ない理由により園児の入所が困難と思われる場合については、本市と十分に協議したうえで判断するものとする。

②安定的・継続的な運営を図るため、常に保育・教育内容の向上に努めること。

③施設の適切な管理・運営に努めるとともに、地域住民と良好な関係を保つこと。また、地域等と連携し、行事等の相互協力に努めること。

④本市が行う幼児教育・保育行政・特別支援教育等に関する研修や行事等へ参加すること。

7. 給食について

(1) 調理は、当該園内で行うこととし、全園児に給食を提供すること。

(2) 必要な栄養量を含む給食を、安全・安心に提供すること。

(3) 給食の提供にあたっては、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」「保育所における食事の提供ガイドライン」「保育所等における給食の手引き」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に基づき、園児の発育・発達に応じた食事を提供するとともに、体調や食物アレルギーに対する代替食・除去食の実施など個別の案件にも十分な配慮を行うこと。また、食事をする際に、特別な支援を要する園児については、個々の機能に合わせた食形態の提供について保護者等と十分に協議し実施すること。

(4) 給食の提供に必要な設備、備品等については、指定法人において整備すること。

(5) 地産地消の取り組みや安全・安心な食材を確保し、園児や保護者に対し、給食に関する情報の提供を行うこと。

(6) 園児の年齢や成長に応じた食育計画を策定し、食育の推進を図ること。

8. 職員の研修に関すること

(1) 奈良っ子はぐくみ基本方針、橿原市就学前の保育・教育指針、橿原市就学前人権保育・教育指針、橿原市就学前の保育・教育統一カリキュラムへの理解を深め、それらに基づいた保育・教育を引き継ぐこと。また、本市が行ってきた保育・教育内容への理解を深めるとともに、更なる保育・教育の質の向上のため、本市が主催する研修会等に参加すること。また、内部職員研修についても定期的に開催すること。

(2) 園長は、本市が主催する園長会等に参加し、情報共有を図ること。

(3) 特別支援教育コーディネーターはコーディネーター連絡会（研修会）等に参加し、情報共有を図ること。

(4) 「橿原市人権教育研究会」・「橿原市就学前保育・教育研究会」・「奈良県幼児放送教育研究会」等に参加するよう努めること。

(5) その他、必要に応じて会議等に参加すること。

9. 運営経費等

(1) 建設費

本事業は就学前教育・保育施設整備交付金の活用を予定しており、本市の予算成立後予算の範囲内で、本体工事費等に対する補助金を交付する。

(2) 施設型給付費

①施設型給付費

子ども・子育て支援法第11条に基づき算出した額を指定法人に支出する。

②加算額

人員の配置及び実施状況等に応じて加算する。

(3) 運営事業費補助金

一時預かり事業や延長保育事業等の特別保育事業の実施に対しては、本市の要綱に基づき補助金を交付する。

(4) その他の費用

保育・教育の質の向上のために必要な経費及び行事費等、保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し重要事項説明書を交付のうえ説明を行い、その同意を得ること。

移行前に実施していなかった保育サービスを提供するなどの理由で、新たに保護者に負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、三者協議会で協議し同意を得ること。

なお、移行前から使用している制服、制帽、体操服その他物品等については、保護者負担を軽減する観点から、原則として開園後も引き続き使用できるようにすること。

10. 移行準備に関すること

(1) 保護者説明会等

- ①本市が開催する保護者説明会等への出席の要請があれば、指定法人として責任をもって対応できる者を出席させること。
- ②保護者や地域等から説明会開催の要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

(2) 引継ぎ要員の確保

- ①指定法人は、保育・教育の内容及び管理運営業務の円滑な引継ぎのため、園長予定者、保育教諭等、移行前に引継ぎを受ける職員（以下この項において「引継ぎ要員」という。）を確保し、各幼稚園の行事や運営、保育・教育に参画するなどし、引継ぎを受けるものとする。詳細な引継ぎ方法については、本市と指定法人で協議する。
- ②引継ぎ要員は、移行後の認定こども園に勤務し、職務に従事すること。
- ③引継ぎ要員を確保する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間のうち、本市と協議して定めることとし、引継ぎ要員の確保に係る経費及び人件費等の経費は、原則、指定法人が負担すること。

(3) 三者協議会

円滑な引継ぎ及び、新しい園に係る問題点等を改善するため三者協議会を開催し、保護者の声を真摯に受け止め対応すること。

また、移管後についても定期的に三者協議会を開催し、保育・教育内容の継続性等について協議し、問題が生じた場合は、本市の指導に従い改善すること。

なお、三者協議会は、いずれか一者の申し出により開催することとする。

1 1. 苦情対応、第三者評価等

- (1) 苦情解決の仕組み（苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員の設置）を整備し、適切な運用に努めること。
- (2) 施設の管理運営や提供する保育サービスについて、保護者アンケート等を踏まえた自己評価を実施するとともに、認定こども園法施行規則第25条に規定する第三者評価を受審すること。また、保護者アンケートのアンケート項目などの内容については、三者協議会にて事前の協議を行うものとする。
- (3) 個人情報取扱い指針を定める等、個人情報の保護・管理体制を整備すること。
- (4) 保育・教育等に従事する時間内に園の内外で事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに本市及び関係機関へ報告すること。

1 2. 報告・評価等

(1) 保育・教育計画の提出

保育・教育に関する全体的な計画書を作成し、各実施年度の前年度3月末までに市長に提出するものとする。

(2) 実績報告の提出

会計年度終了後速やかに、業務報告書、実績報告書及び管理・運営に要した経費等の収支決算書を市長に提出するものとする。

(3) 事故及び感染症等の報告

保育・教育等に従事する時間内に園の内外で事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに本市及び関係機関へ報告すること。

(4) 帳簿等の保管

指定法人は、管理・運營業務にかかる経費内容を明らかにした帳簿を備え、かつ証拠書類を整備し当該年度経過後5年間は、これを保存すること。

(5) 調査及び指導

協定に基づき、認定こども園の管理・運営の適正を期するため、市長は、指定法人に対してその管理・運営及び経理の状況について定期または必要に応じて報告を求め、または調査し、必要な指導を行うものとする。なお、保護者アンケートの結果に対する市の対応については、本市と指定法人で協議のうえ、協定書に明記するものとする。

13. その他

(1) 保険

指定法人は、認定こども園の管理・運營業務を行うに当たり、指定法人の負担において必要な保険に加入するものとする。

(2) 損害等

①認定こども園の管理・運營業務を行うに当たり、指定法人に生じた損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、指定法人の負担とする。

②認定こども園の管理・運營業務を行うに当たり、指定法人が第三者に及ぼした損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、指定法人の負担においてその賠償を行うものとする。

(3) 安全・危機管理体制の整備

指定法人は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備すること。

(4) 市長は、指定法人がこの運営条件に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適正な保育・教育事業の実施が困難と認めるときは、公私連携法人の指定を取り消すことができる。

(5) 指定法人は、認定こども園の運営について、やむを得ない事情により事業を廃止しようとするときは、本市と協議すること。

(6) 上記(4)、(5)の規定若しくはその他の事情により認定こども園の運営ができなくなった場合は、土地を指定法人の負担と責任において原状に回復したうえ、本市に返還しなければならない。ただし、本市が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。

(7) この条件に定めのない事項については、本市と指定法人が協議し定める。